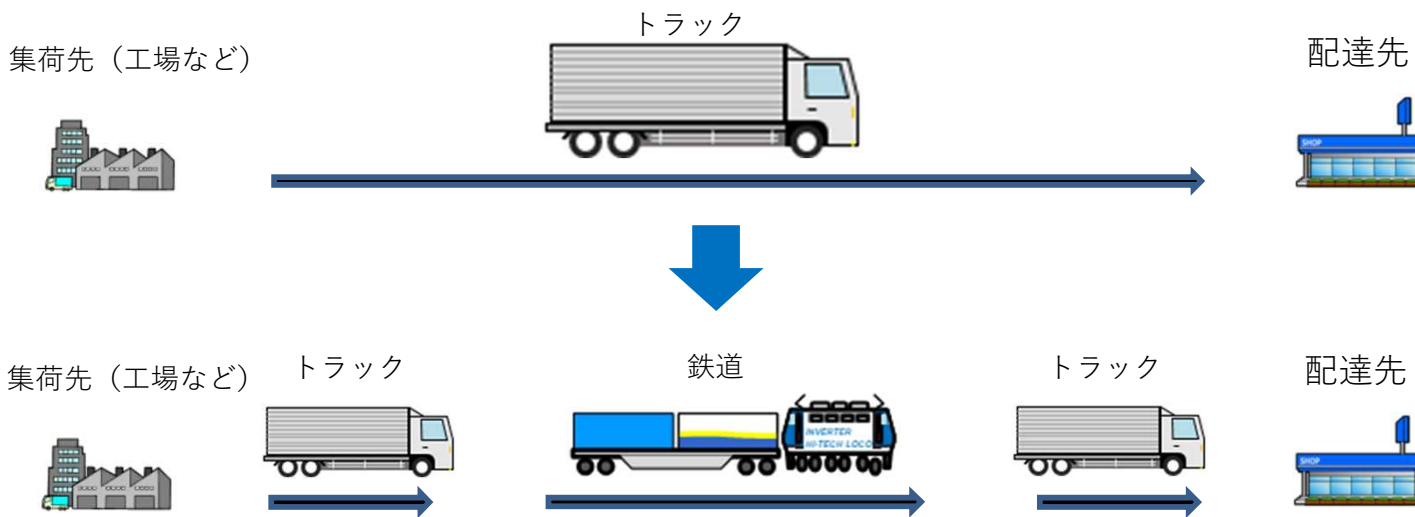


トラック運送の一部を 鉄道運送に切り替えませんか？

期待できる効果!!

- ・トラック移動の削減により労働環境の改善
- ・ドライバー不足や車両不足でお断りしていた運送への活用
- ・CO₂排出量削減



「集荷→鉄道運送→配達」により荷主から荷受人まで一貫した運送サービスを提供する場合に必要な、

第二種貨物利用運送事業(鉄道)の新規許可申請は、省略可能な書類が多く、皆様がイメージするより簡単です!!

ポイントは2点!!

- ① 直近事業年度の貸借対照表の純資産が300万円以上
- ② 許可後に登録免許税12万円を納付

許可申請書の様式・記載例はこちらから

https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/k_riyou/index.html

許可申請を説明した動画が掲載された北海道運輸局公式YouTubeはこちらから

https://www.youtube.com/channel/UCkoxwhrIVJNNOW4lzxSqe_g



【様式等】



【YouTube】

※ 船舶・航空・鉄道を利用して貨物運送事業を行う場合は、貨物利用運送事業法に基づく登録または許可が必要です。

第二種貨物利用運送事業
(鉄道・船舶) 申請ご相談窓口



< 鉄道 >

北海道運輸局 自動車交通部 貨物課
TEL 011-290-2743

< 内航・外航 >

北海道運輸局 海事振興部 貨物・港運課
TEL 011-290-1013